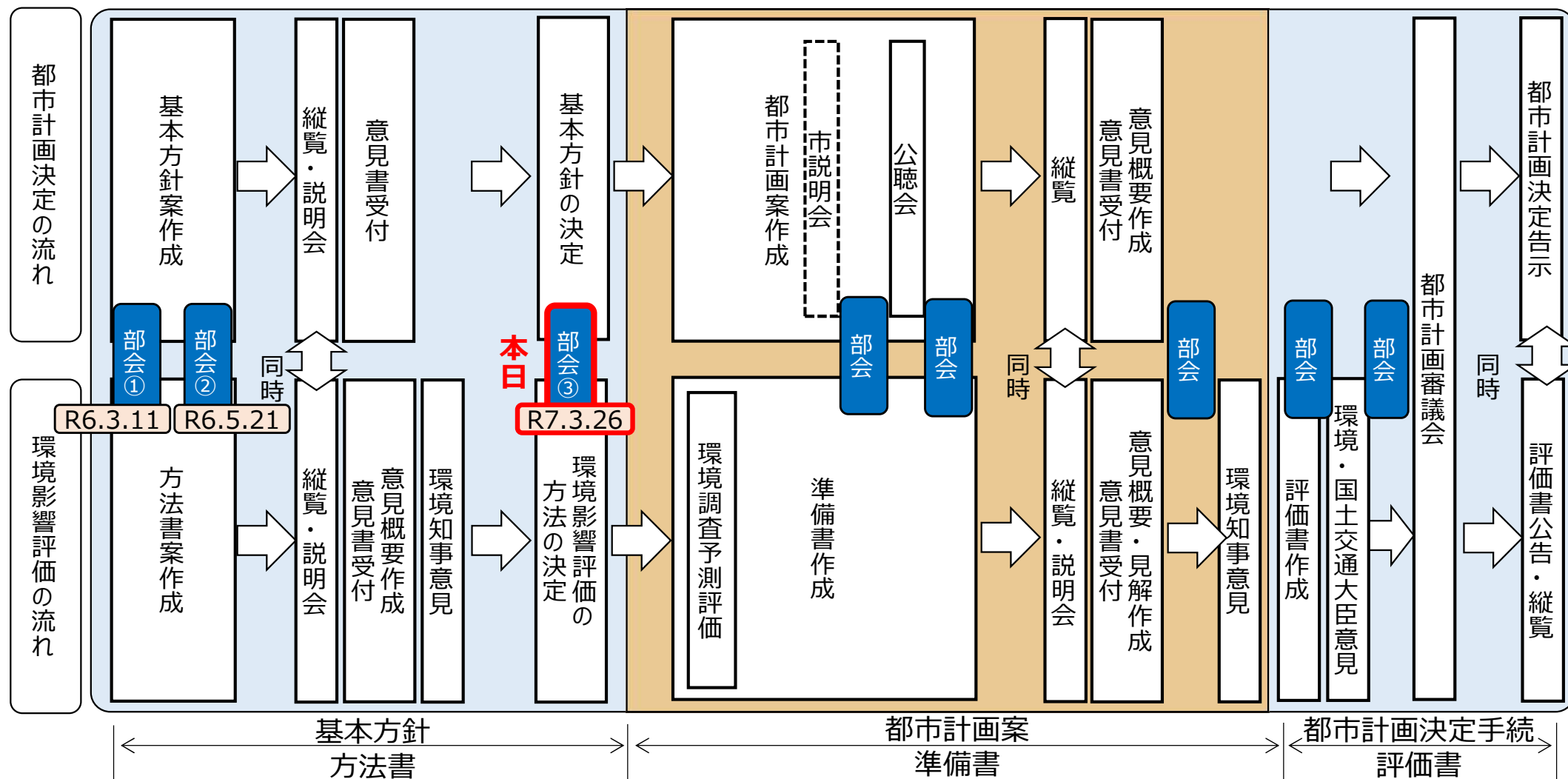


今後の手続について

4. 今後の手続について

1

- 「都市計画案」の作成と「準備書」の手続を開始いたします。
- 都市計画決定の流れでは、「都市計画案」の作成を開始し、市説明会の開催及び公聴会を実施してまいります。環境影響評価の流れでは、調査・予測等を実施し、準備書を作成してまいります。その後「都市計画案」の縦覧と「準備書」の縦覧及び説明会を実施してまいります。
- 「都市計画案」の作成と「準備書」の手続段階では3回程度の専門部会の開催を予定しています。



- 準備書の記載内容は、法令により定められています。

準備書の構成（環境影響評価法第14条第1項、第38条の6第1項、主務省令 等）

1. 都市計画対象道路事業の名称

2. 都市計画決定権者の名称

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- ① 都市計画対象道路事業の種類
- ② 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- ③ 都市計画対象道路事業の規模
- ④ 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数
- ⑤ 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- ⑥ 都市計画対象道路事業に係る道路の区間
- ⑦ 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要
- ⑧ 都市計画対象道路事業の工事計画の概要
- ⑨ 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置
- ⑩ その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

6. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

7. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

8. 方法書についての一般の意見の概要と都市計画決定権者の見解

9. 方法書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

11. 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

12. 環境の保全のための措置

13. 事後調査

14. 環境影響の総合的な評価

15. 環境影響評価の委託先